

長束地区献血推進協力会規約

(名 称)

第1条 本会は広島市長束地区献血推進協力会（以下「会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、相互扶助並びに社会奉仕の精神に則り、献血運動を推進し、社会全体の輸血用血液を確保することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、目的を達成するため、地区住民及び関係団体の協力を得て次の事業を行う。

- (1) 献血思想の普及、向上
- (2) 献血計画及び献血実施
- (3) その他会の目的達成のために必要な事業

(事 務 局)

第4条 会の事務局は、広島市安佐南区長束地区献血推進協力会会長宅におく。

(組 織)

第5条 会は、次の各号に定める者で組織する。

- (1) 長束地区内に居住する者で組織する団体
- (2) 長束地区内に所在する会社、商店等

(役 員)

第6条 会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副 会 長 | 1 人~2 人 |
| (3) 運営委員 | 10 人位 |
| (4) 推 進 員 | 町内毎に若干名 |
| (5) 会 計 | 1 人 |

(役 員 の 選 任)

第7条 役員の選任は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長及び副会長 運営委員の互選により選出する。
- (2) 運営委員 別表に掲げる学区内の団体の長及び関係者
- (3) 推進員 運営委員会で推薦を受けたもの

2 役員の任期は2年とし、補充役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

3 役員は再任される事ができる。

(役 員 の 職 務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、またはかけたときは、その職務を代行する。
- (3) 運営委員は運営委員会を組織し、この会の運営にあたる。
- (4) 推進員は、献血の普及、啓蒙、献血の連絡にあたる。

(運 営 委 員 会)

第9条 事業の円滑な実施を図るため、会に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は会長、副会長、運営委員、事務局長（以下「委員」と称する）で構成し、会長が年1回以上、必要に応じ召集する。
- 3 運営委員会は会の事業を企画立案し、決定施行する。
- 4 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席により有効とする。議決は、出席委員の2分の1以上の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。議長は、会長がこれにあたる。

(事 務 局 長)

第10条 会に事務局長をおく。事務局長は、会長の推薦により会員の中から選出するものとし、会の事務を掌握する。

(献 血)

第11条 会は、安佐南区献血推進協議会と協力して原則として年1回以上の集団献血を実施する。

- 2 集団献血の日時、場所は献血日の15日前までに公表する。

(記 録)

第12条 会に次の帳簿をおく。

- (1) 会員名簿
- (2) 収入、支出経理簿
- (3) その他必要なもの

(会 計)

第13条 会の費用は、会費、補助金、その他の収入によりまかなう。

(会 計 年 度)

第14条 会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(補 則)

第15条 会の運営に関し、この規約に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会で定める。

附 則

この規約は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月14日から施行する。